

三重縣公報

號 外

昭和十六年四月二十八日

月 曜 日

行

告 示

◎三重縣告示第四百五十五號

本年五月 皇后陛下本縣へ 行啓ノ砌ニ於ケル奉拜者心得左ノ通定ム

昭和十六年四月二十八日

三重縣知事 中 野 與 吉 郎

奉拜者心得

奉拜場所及通行

- 一、宇治山田市內御道筋及鐵道各驛構內ニ於ケル奉拜者ハ係員及警察官ノ指示ニ從ヒ所定ノ場所ニ於テ奉拜ヲ爲スコト
- 二、宇治山田市內御道筋ニ面スル居住民ニシテ其ノ家族竝ニ親族ニ限リ居宅內奉拜ヲ差許サルベキニ付豫メ世帯主ヨリ宇治山田警察署長ニ届出承認ヲ受クルコト
- 三、鐵道沿線ニ於テ 御召列車ヲ奉拜セントスル時ハ關係市町村ト連絡ノ上所轄警察署ノ指示ヲ受ケテ適當ナル場所ニ集合シ隣人互ニ相戒メ不敬ニ亘ラザル様注意ノ上奉拜ヲ爲スコト
- 四、宇治山田市內及其ノ他ニ於ケル交通制限ニ付テハ別ニ公示サルベキニ付特ニ留意ノコト
- 五、齒薄通御後ト雖モ交通禁止ノ解除アル迄ハ其ノ位置ヲ離レザルコト
- 六、交通禁止ノ解除アリタル時ハ係員ノ指示ニ從ヒ靜肅ニ退散スルコト

敬禮 竝ニ遙拜

七、敬禮ノ方法ハ左ノ通トス

イ、鹵簿通御ノ場合

鹵簿前驅差懸リタル時ハ姿勢ヲ正シ 御召自動車凡ソ六十米ノ距離ニ近ヅキタル時最敬禮ヲナシ直ニ
舊ノ姿勢ニ復シ目迎目送ヲナスコト

ロ、御召列車通御ノ場合

機關車近ヅキタル時姿勢ヲ正シ 御召車ニ對シ最敬禮ヲナシ直ニ舊ノ姿勢ニ復シ目迎目送ヲ爲スコト
八、學校職員、生徒、兒童ノ敬禮ニ關シテハ昭和十二年七月八日附三重縣訓令甲第三十八號ニ據ルコト但シ
武裝セザルモノトシ且指揮者帶刀ノ場合ニ在リテハ舉手注目ノ敬禮ヲ爲スモノトス

九、專門學校以上ノ學生及諸團體ノ敬禮ニ關シテハ前項ニ準ズベキコト

但シ帝國在郷軍人會及警防團ハ夫々制規ノ敬禮法ニ依ル

十、皇后陛下 豐受大神宮 皇大神宮御參拜ノ時刻ヲ期シ各其ノ在處ニ於テ 神宮ニ對シ奉リ遙拜ヲ爲スコ
ト(日時ニ就テハ追テ發表ス)

服裝及携帶品

十一、奉拜者ノ服裝ハ別ニ定メラルル者ノ外華美ニ流ルルヲ避ケ不敬ニ亘ラザル様充分留意ノコト

十二、校旗、團旗、會旗、旗等ハ持參セザルコト但シ帝國在郷軍人會及警防團ノ會旗又ハ團旗ハ此ノ限ニ在

ラズ

十三、ステッキ、寫眞機、雙眼鏡若ハ危險性ヲ有シ又ハ他人ニ迷惑ヲ及ボスベキ物品其ノ他不要ノ物品ハ一
切之ヲ携帶セザルコト但シ高齢者又ハ傷痍軍人等ニシテ杖ニ倚ラザレバ步行困難ナル者ハ之ヲ使用スル
モ妨ゲナキコト

十四、雨天ノ際ハ雨具ヲ使用スルモ妨ゲナキコト

其ノ他注意

十五、屋上、階上、車馬上、塀柵其ノ他 鹵簿ヲ見下スベキ高所ヨリ奉拜セザルハモトヨリ戸、障子、牆塀

其ノ他ノ物蔭ヨリ視見セザルコト

十六、通御ニ際シテハ靜肅ヲ旨トシ萬歳ヲ唱ヘザルコト尙 鹵簿又ハ 御召列車ヲ指シ或ハ喫煙私語スル等
不敬ニ亘ル所爲ナキ様注意ノコト

十七、奉拜場所ニ於テハ無作法ナル所爲ヲ爲サザルハ勿論塵、紙屑等ヲ徒ラニ散乱セシメザル様注意ノコト

十八、老幼ノ者ニハ適當ナル保護者ヲ附スルコト

十九、濫リニ他人ノ庭園、田畑ノ踏荒シ又ハ牆壁等ヲ毀損セザルコト

二十、他ノ奉拜者ヲ押シ分ケテ前面ニ出デントシ又ハ後方ヨリ押シ寄スルガ如キ所爲ヲ爲サザルコト

二十一、奉拜者諸列線ヨリ前方ニ出デントスルガ如キコトハ互ニ相制止スルコト

二十二、老幼、婦女ハ可成前方ニテ奉拜セシムルコト

二十三、特ニ許サレタルモノノ外ハ 鹵簿及 御召列車ヲ撮影セザルコト

二十四、負傷、疾病等ノ爲救護ヲ要スル者アル時ハ直ニ最寄救護所ニテ救護ヲ受ケシムル様係員ニ告知スル
コト

二十五、指定位置ニ於テ奉拜ヲ差許サレタル者ハ本心得ノ外奉拜證裏面ニ掲グル注意事項ヲ遵守スベキコ
ト

(參照)

行幸啓ノ節學校職員、生徒、兒童敬禮方

(昭和十二年七月八日
附三重縣訓令甲第三十八號)

第一、學校職員及指揮者ノ位置並ニ部隊編成

學校長及職員ハ部隊ヲ編成シ最右翼ニ位置ス

指揮者ハ各部隊ノ右翼ニ位置ス

御車又ハ 御召列車ガ左翼ヨリ御通過ノ節ハ前二項中右翼トアルヲ左翼トス

各部隊ノ長サハ地域其ノ他ノ情況ニ依リ一指揮者ノ指揮シ得ル範圍内ニ於テ適宜之ヲ定ム

第二、敬禮

甲、生徒兒童ノ敬禮

一、武裝セル場合(省略)

二、武裝セザル場合(女子ヲ含ム)

(イ) 立禮

イ、指揮者ハ先乗ガ其ノ部隊ノ先頭ニ差懸リタルトキ「氣ヲ著ケ」「脱帽」ノ號令ヲ下シ 御車ガ凡
ソ六十米ノ距離ニ近ヅキタルトキ「禮」ノ號令ニ依リ上躰ヲ約三十度前方ニ屈セシメ直ニ「直
レ」「頭右(又ハ左)」ノ號令ヲ下シテ目迎目送セシメ 御車ガ其ノ部隊ヲ離ルルコト凡ソ十五
米ノトキ「直レ」ノ號令ヲ下シテ不動ノ姿勢ニ復セシメ適當ノ時ニ「着帽」「休メ」ノ號令ヲ下ス
ロ、御召列車御通過ノ節ハ指揮者ハ 御召列車ガ其ノ部隊ヨリ凡ソ千米ノ距離ニ差懸リタルトキ
「氣ヲ著ケ」「脱帽」ノ號令ヲ下シ 御召列車ガ凡ソ二百米ノ距離ニ近ヅキタルトキ「禮」ノ號令
ニ依リ上躰ヲ約三十度前方ニ屈セシメ直ニ「直レ」「頭右(又ハ左)」ノ號令ヲ下シテ目迎目送セ
シメ 御召列車ガ其ノ部隊ヲ離ルルコト凡ソ六十米ノトキ「直レ」ノ號令ヲ下シテ不動ノ姿勢
ニ復セシメ適當ノ時ニ「着帽」「休メ」ノ號令ヲ下ス

(ロ) 坐禮

立禮ニ準ズ但シ「氣ヲ著ケ」ノ號令ニテ端坐セシム坐禮ノ場合ニ於ケル敬禮ハ兩手ノ指ヲ揃ヘ膝
前約二十糎ノ所ニ八字形ニ置キ指尖ノ間約十糎トシ上躰ヲ前方ニ屈シ額ハ坐面ヨリ約七、八糎
ノ所迄下グルヲ度トス

端坐ノ姿勢ハ兩足ノ拇趾ヲ少シク重ネテ坐シ上躰ヲ眞直ニシ兩手ハ膝ノ上ニ置キ眼ハ前方ヲ正
視ス

三、(省略)

四、御徒歩又ハ御乘馬ノ節ハ一及ニニ準ジ適宜之ヲ行フモノトス

乙、學校職員及指揮者ノ敬禮

甲ニ準ズルモノトス (以下省略)

(行)

通牒照會

●奉第一三號

昭和十六年四月二十八日

奉 迎 部 長

支 廳 長 殿

各 市 町 村 長 殿

皇后陛下 行啓ニ際シ一般奉拜者心得周知方ニ關スル件

四月二十八日付三重縣公報ヲ以テ標記ノ件ニ關シ告示相成候ニ付テハ貴管下一般ニ對シ充分ナル周知方御取計相煩度此段及通牒候也

●奉第一四號

昭和十六年四月二十八日

奉 迎 部 長

支 廳 長 殿

各 市 町 村 長 殿

各 學 校 長 殿

鹵簿奉拜者通行ニ關スル件

宇治山田市内ニ於ケル 鹵簿奉拜ノ際多數參集相成ルベキニ付テハ特ニ市内交通ヲ整理スル必要上左記ノ通鹵簿奉拜者通行心得相定メラレ候條御了知ノ上追而配布サルベキ塔列要圖ト對照ノ上豫メ充分御研究ナシ置カレ度此段及通牒候也
追而貴部内 鹵簿奉拜者ニ對シ周知方御配意相成度

記

宇治山田市内 鹵簿奉拜者通行心得

一、宇治山田市内ニ於ケル鹵簿奉拜者ハ特ニ係官又ハ警察官ノ指揮ヲ受ケタルトキノ外ハ凡テ本心得ノ示ス所ニ依リ行動スルコト

二、御幸通ニ於テノ交通ハ各塔列位置ニ參着セントスル場合ニハ凡テ奉拜指定位置側ノ步道若ハ車道ヲ通行スルコト(歸途ノ通行要領ハ別ニ定ム)

三、車道ハ中央部(約六米)ヲ避ケ兩側二米以内ヲ通行スルコト

四、行進ハ凡テ前進團體ニ後續スベク濫リニ他ノ團體ノ列中ヲ横斷シ又ハ前進者ヲ押退ケ或ハ之ヲ追越サザルコト

五、前進ハ凡テ四列縱隊ヲ本體トシ必要ニ應ジテ二列縱隊トナスコト

六、宇治山田市内ノ交通管制限ハ左記ニ依ルモノトス

一、行啓當日驛前通及御幸通ノ交通管制限ハ別ニ公示サルモ奉拜證ヲ有スルモノハ裏面記載ノ時間迄ハ通行スルコトヲ得

二、外宮前通朝日館横ヨリ郵便局裏ニ通ズル道路、關急宇治山田驛ヨリ警察署横ニ通ズル道路及宇治ノ浦田町、古市方面ヨリ横斷スル道路ノ三箇所ハ「指定横斷道路」トシ 通御十五分前迄ハ横斷スルコトヲ得ルモノトス

三、行啓當日關急本線山田驛ハ午前七時ヨリ停車セザルニ付宮町又ハ終點ニテ下車スル様注意スルコト但シ 行啓當日奉拜者多數參集ノ爲沿道ノ交通ハ輻輳スベキヲ以テ奉拜證裏面ニ記載セル注意事項參照ノ上所定時間内ニ指定位置ニ到着スル様計劃スルコト

七、各所ヨリ塔列位置ニ至ル道路ハ左ニ準據スルコト

- 1、省線山田驛ニ下車シタルモノニシテ外宮前電車停留所ヨリ宇治山田警察署前マデノ間ニ堵列スルモノハ山田驛ヨリ左へ吹上町ヲ通り關急宇治山田驛前ヲ經テ御幸通ニ出デ指定位置ニ定着ス但シ傷痍軍人及高齡者竝ニ其ノ附添人ハ下車後吹上町ヲ通り高森齒科醫宅小路ヨリ集合所(明倫國民學校)ニ至ルモノトス
- 2、關急宇治山田驛ニ下車シタルモノニシテ前項ノ場所ニ堵列スルモノハ宇治山田警察署前ニ至リ前項ニ準ジテ指定ノ位置ニ定着ス但シ傷痍軍人及高齡者竝ニ其ノ附添人ハ下車後箕曲神社横ヨリ岩淵町電車通ニ添ヒ集合所(明倫國民學校)ニ至ルモノトス
- 3、省線山田驛竝ニ關急宇治山田驛ニ下車シタルモノニシテ宇治山田警察署前ヨリ浦田町マデノ間ニ堵列スルモノハ警察署マデハ前二項ニ準ジ御幸通ヲ前進指定位置ニ定着ス
- 4、關急大神宮前驛ニ下車シタルモノニシテ外宮前ヨリ浦田町マデノ堵列位置ニ至ル者ハ外宮北御門前高千穗館横ヲ通り荒正洋物店前四ツ角ヨリ右折シテ本町通朝日館前十字路口ヲ通過シ岩淵町電車通箕曲神社横ヨリ警察署ニ至リ前三項ニ準ジ指定位置ニ定着ス
- 5、但シ傷痍軍人及高齡者竝ニ附添人ハ岩淵町ニテ集合所(明倫國民學校)ニ至ルモノトス
- 6、大神宮前驛ヘノ歸路ハ其ノ逆ヲ取ル
- 7、省線山田驛、關急宇治山田驛及大神宮前驛ニ下車シタルモノニシテ浦田町ヨリ内宮前迄ノ堵列位置ニ至ルモノハ前項ノ通路ニヨリ宇治山田警察署横(指定横斷道路)ヨリ古市方面舊街道ヲ通り浦田町ニ出デ御幸通ヲ通りテ指定位置ニ定着ス
- 8、各驛ヘノ歸路ハ其ノ逆ヲ取ル

- 6、古市方面ニ宿泊セルモノニシテ堵列位置ニ至ルモノハ前各項ニ準ズルハ勿論ナレドモ堵列場所ニ依リ適當ナル道路ヲ選ビ御幸通ニ出デ指定位置ニ定着ス
- 7、但シ傷痍軍人及高齡者竝ニ其ノ附添人ハ集合所(明倫國民學校)ニ至ルモノトス
- 8、歸路ハ其ノ逆ヲ取ル
- 9、宇治山田市内ノモノニシテ堵列位置ニ至ルモノハ前各項ニ準ジ指定位置ニ定着ス
- 10、但シ傷痍軍人及高齡者竝ニ其ノ附添人ハ集合所(明倫國民學校)ニ至ルモノトス
- 11、歸路ハ其ノ逆ヲ取ル
- 12、濱鄉村、二見町、四鄉村方面ヨリ堵列位置ニ至ルモノハ御幸通ニ出デ前進指定位置ニ定着ス
- 13、但シ傷痍軍人及高齡者竝ニ其ノ附添人ハ集合所(明倫國民學校)ニ至ルモノトス
- 14、歸路ハ其ノ逆ヲ取ル
- 15、五ヶ所街道方面ヨリ堵列位置ニ至ルモノハ指定場所ニ依リ御幸通又ハ古市街道ヲ前進定着ス
- 16、但シ傷痍軍人及高齡者竝ニ其ノ附添人ハ集合所(明倫國民學校)ニ至ルモノトス
- 17、歸路ハ其ノ逆ヲ取ル
- 18、八、奉拜後御幸通ニ於テハ部隊ヲ解散セズ必ズ適當ノ地點マデ引率スルコト
- 19、九、奉拜後 外宮ニ參拜シ或ハ省線山田驛及豐川町以西ニ歸着セントスルモノハ御幸通左側歩道ヲ通行スルコト
- 20、一〇、奉拜後 内宮ニ參拜シ又ハ宇治方面ニ歸着セントスルモノハ御幸通左側歩道ヲ通行スルコト

●奉第一六號

昭和十六年四月二十八日

奉迎部部長
學務部長

各學校校長殿

鐵道沿線ニ於ケル奉迎送ニ關スル件

畏クモ本年五月 皇后陛下ニハ 神宮御參拜遊バサルベキ趣ノ 御内意ヲ拜シ候ニ就テハ宇治山田市竝ニ鐵道沿線各驛ニ於ケル奉拜ニツキテハ本月二十二日附奉第四號通牒ニ依リ夫々御回報相成ルコトト存ジ候モ特ニ宇治山田市内竝ニ沿線各驛構内ニ於ケル奉拜ハ場所等ノ關係上制限セララルコトト相成ルベキニ付鐵道最寄ノ學校ニアリテハ沿線適當ノ場所ニ於テ多數奉迎送申上グル様御配意相成度 追而右ノ場合ニハ所轄警察署ノ指示ヲ受ケ關係市町村當局ト連絡ノ上萬遺憾ナキヲ期セラレ度尙健康上多少トモ懸念アル者ハ豫メ御遠慮申上ゲシメラル様御留意相成度爲念申添候也